

京都府地域交響プロジェクト交付金 「被災地支援プログラム」の申請受付について

令和5年台風第7号による被害に対し、NPOや自治会等の非営利団体が、府内の被災地及び被災者の支援を行う活動を、地域交響プロジェクト交付金で支援します。

対象団体

台風第7号による府内被災地において支援活動を行う非営利団体

町内会、自治会、ボランティアグループ、NPO法人、PTA 等
(法人格の有無は問いません)

- * 個人や営利を目的とする団体、特定の政治・思想・暴力団等に関わる団体は対象外です
- * 京都府外の団体でも申請可能です

対象期間

令和5年8月14日（月）から12月28日（木）まで

- * この期間に着手し、対象経費の支払いまで完了した事業が対象です

申請受付 期 間

令和5年9月6日（水）から12月28日（木）まで

- * 郵送の場合は、申請締切日消印有効
- * 持参の場合は、申請締切日 17 時まで

申請方法

- 本プログラムは、活動実施後に実績報告書と併せて交付申請していただきます
- 団体の所在地がある市役所・町村役場又は広域振興局に、郵送又は持参により必要書類を提出してください
- 京都市内の場合は、文化生活総務課へ提出してください
- 京都府外の団体は、支援活動を実施した地域の広域振興局又は文化生活総務課へ提出してください
- 申請様式や提出先等の詳細については、京都府HP「地域交響プロジェクト交付金（被災地支援プログラム）について」をご確認ください
【京都府HP】 (<https://www.pref.kyoto.jp/chiiikikokyo/hisaichishien.html>)
- 申請には、資材の購入等にかかるレシートや領収書、被害の状況や支援活動の様子がわかる写真等も必要です



**令和5年8月14日から12月28日までの間に実施された
次のような取組が対象となります。**

対象事業費 30万円以内

* 支援活動の実施場所により、交付率が異なります

交付率	<京都市以外>	京都府 2/3	+	市町村振興協会 1/3	=	30万円以内
	<京都市内>	京都府 2/3			=	20万円以内

<対象事業の例>

- ・災害で発生した土砂・がれきの除去
- ・被災家屋等の清掃作業
- ・被災地への支援物資の発送
- ・被災者への心理ケアの実施 など

<対象経費の例>

- ・ブラシ・スコップ等の資材や軍手・長靴等の消耗品代
- ・がれき搬送用のトラック等の借上料、燃料費
- ・ボランティアの募集チラシ印刷代、ボランティア保険料
- ・専門家への謝礼や被災地への交通費
- ・住民自らが行うことが困難な作業（重機を使った除去作業等）の民間業者への外注費
（地域住民自らに対応可能な清掃等の活動が、全く伴わない場合は対象外）
- ・熱中症予防等健康保持のための飲料等の購入費（弁当やお菓子等、その他食糧品は対象外）

<対象外経費の例>

- ・国又は京都府から他の補助金等による支援を受けている経費
- ・被災した家電や家具類、畳など個人資産となるものの修理や買い替え費用
- ・アルバイト代等の人件費

* 対象経費の詳細など、よくあるお問合せについては、京都府HPにQA方式で随時アップしていきます。

京都府HP (<https://www.pref.kyoto.jp/chiikikokyo/hisaichishien.html>)

* 地域交響プロジェクトの他のプログラム（重点課題対応プログラム・基盤強化プログラム等）に申請されている場合でも、申請することができます

* 台風第7号に係る本プログラムの交付を受けられるのは、1団体当たり1回のみです

問合せ先

京都府 文化生活的部 文化生活的総務課（府民協働係）

電話 075-414-4453 FAX 075-414-4230

山城広域振興局 地域連携・振興部 企画・連携推進課

電話 0774-21-2049 FAX 0774-22-8865

南丹広域振興局 地域連携・振興部 企画・連携推進課

電話 0771-24-8430 FAX 0771-24-4683

中丹広域振興局 地域連携・振興部 企画・連携推進課

電話 0773-62-2031 FAX 0773-63-8495

丹後広域振興局 地域連携・振興部 企画・連携推進課

電話 0772-62-4300 FAX 0772-62-5894